



令和3年第7回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月14日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期決定について
		◎議長諸般報告
		◎総務産業常任委員長報告
		◎村長行政報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	認定第1号	令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第1号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第2号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第3号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第4号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第5号	令和3年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第6号	令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第7号	令和3年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第8号	令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第9号	令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

## ○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	根 本 治
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	橘 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立診療所主幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

(教育委員会)

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
学校教育担当主幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 小 尾 雅 彦

(選挙管理委員会)

書 記 長 三 浦 康 幸

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

## ○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三 ッ 谷 陸 翔
---------	---------	-------	-----------

開会 午前10時00分

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第7回占冠村議会定例会を開会いたします。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。12月7日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日14日から15日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署

名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、小林潤君、1番、大谷元江君を指名します。

---

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月15日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、認定第1号から議案第9号までの10件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。

審議資料の2ページをお願いいたします。令和3年第6回臨時会以降の議員の動向は、11月30日、総務産業常任委員会から記載のとおりです。

審議資料の4ページです。令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告です。この件につきましては、11月30日開催の全員協議会において教育委員会より資料説明を行っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出され

た総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 令和3年11月30日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村総務産業常任委員会委員長、五十嵐正雄。所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

1、調査期日、令和3年9月14日。

2、調査事項1、野生動物動向調査。2、林業新規就労調査。

3、調査経過、調査にあたっては、副村長外、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容、1、野生動物動向調査。占冠村の野生獣対策は、専門員や大学との連携により他市町村から見ても進んでいると感じる。ただし、鳥獣対策専門員が1人のため広い占冠村を管理するには業務が多忙すぎるのではないかと考える。例えば、占冠村で研修をおこなった大学生等で野生鳥獣管理学を学んだ方を雇用や活用に取り組むなど人的フォローも考慮願いたい。

酪農学園大学の野生鳥獣管理学研究室ができ、村の協力を得て研究しているようだが、どのような調査がされているのか住民は知らない。研究調査の結果や成果など住民向けの報告会や説明会を行い、村民が身近に感じられるような機会をつくっていただきたい。それにより、住民にも野生獣対策の知識・意識の向上が芽生え、より関心のある村民性を育むことに寄与できると考える。

ヒグマ等の狩猟（有害獣駆除以外）については、実態や条例等の規制を常時チェッ

クし、生態系の維持や人との共存等、引き続き調査研究を進めていただきたい。

2、林業新規就労調査。全国的に林業のイメージが良くなっている昨今、林業を生涯にと夢を求める若者も増えてきている。現状では、各林業事業体の求人に対し、SNS等を利用し就業に結びついていた。村としても林業の魅力発信を全国的に行い、次世代の人材確保を積極的に進めていただき、林業の振興発展に努めていただきたい。

移住先に占冠村を選び住宅を選定しても条件が合わず、やむを得ず狭い住宅に居住していることや、林業就労者は機械管理など自前であることが多く、不便さを感じている実態も確認された。このような状況の中、長年この村に居住し作業を継続していくことは厳しい状況下であると考えている。林業を施策の中心に掲げている村として、林業労働者に特化した更なる施策も検討願いたい。広めの居宅や、機械類の収納庫の確保はもちろんのこと、雇用主へゆとりある賃金の保証や、福利厚生の実施を働きかける等、林業労働者が住みよい環境となるよう協議していただきたい。

村内で施業している林業事業体は規模が小さく、国・道への補助金交付申請が困難であるとの事であった。将来的には各事業体で交付申請等ができるような基盤体制を構築できるような仕組みを村が協力することで、各事業体の経営強化に繋がり、村の林業施策も向上していくものと考えているため、積極的な取り組みを検討していただきたい。

魅力ある森林環境・林道環境（観光）のニーズを調査・把握することも必要と思われる。それを踏まえた施業設計を計画し実行していくことも考慮願いたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上、報告いたします。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。続いて村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。

審議資料3ページになります。まず、1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧くださいと思います。

行政報告1、報告事項(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について。

11月30日現在、12歳以上の住民への新型コロナウイルスワクチン接種は、1052人が2回目の接種を完了し、接種率は92.1%となっております。

今後、12歳を迎える住民や未接種の転入者など、1回目、2回目の予防接種を希望される住民については、富良野市で接種を受けられるようになっております。また、これから始まる3回目の追加接種期間中においても1回目、2回目の接種を受けることが可能であります。

国で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果について、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目の接種を完了した全ての方に、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

ただし、3回目のワクチン接種は、18歳以上の方に対する追加接種として薬事承認されていることから、2回目の接種終了から原則

8カ月以上経過している18歳以上の方が対象となります。本村においては、令和4年1月中に医療従事者、2月から65歳以上の高齢者の接種が実施できるよう接種体制の確保に向け準備を進めてまいります。

また、新たな変異株の発生による感染の再拡大が懸念されておりますが、予防接種を受けても100%感染を防げるものではありません。引き続きマスク着用、手指消毒、3密対策など基本的な感染予防対策をお願いいたします。

(2) 災害における応急仮設住宅の建設に関する基本協定の締結について。

11月18日、一般社団法人日本ムービングハウス協会と、「災害における応急仮設住宅の建設に関する基本協定」を締結しました。

本協定の締結により、応急仮設住宅が必要となった場合に、平成30年の胆振東部地震において、むかわ町や安平町でも活用された応急仮設住宅がより迅速に利用できるようになります。

近年、全国各地で想像を超える大規模な災害が発生しており、災害により住居を失った皆様への迅速な住宅提供が急がれる事例が多くなってきております。今後もあらゆる災害に対応できる災害に強い村づくりをめざし、ハード・ソフト両面にわたり幅広い取組を進めてまいります。

(3) 山林の寄附受納について。

この度、東京都江東区に本社を置く株式会社コバリン（代表清算人 千葉 泰）様よりタンネナイに所在する同社所有山（135万3716㎡）及び立木について、村に対し寄附採納の申出がありました。

森林の概況といたしましては、総面積約133ha中、人工林37ha（トドマツ、アカエゾマツ林齢2～12年）、天然林94ha、伐採跡地2

haとなっており、村内においても随一の規模を誇る森林であります。

当該山林は、同社の前身である株式会社小林林業所の創業者で、王子製紙株式会社の副社長等を歴任するなど、戦前戦後の日本林業界の重鎮として活躍された、故小林準一郎氏が所有していたものであり、株式会社コバリンに移管後も、企業理念である「木に学び、木を生かす」の実践に向け、現在に至るまで持続可能な林業経営に努められてきております。

この度の寄附採納につきましては、同社の解散に伴う清算業務の過程で、地元の環境面を含め当該森林をどうすることが最善かを検討の結果、創業者から脈々と受け継がれたその思いを村に継承し、愛着ある占冠の豊かな森がさらに後世へと引き継がれることを期待し、村への申出に至ったものと伺っております。

村といたしましては、長期的な視野に立ち、村有林として計画的な森林整備を行うことで森林の持つ公益的機能の持続的発揮が図られるとともに、地域雇用の安定的創出が期待され、もって村内林業事業体の育成に大きく寄与するものと判断し、寄附の申出をお受けすることといたしました。

今後におきましては、寄附者の思いを深く心に刻み、下刈り、除間伐等の保育作業、林内路網の整備を的確に実施するなど、適切な森林整備に努めてまいります。

次、2の主な用務等でございますが、11月30日、令和3年第6回占冠村議会臨時会以降の行動につきましては記載のとおりでございます。

入札の執行についてはありませんでした。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（児玉眞澄君）** これで行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

**○議長（児玉眞澄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。清流大学の皆様本日は大変ご苦勞様です。時間の許す限り傍聴いただければと思います。

---

### ◎日程第3 一般質問

**○議長（児玉眞澄君）** 日程第3、これから一般質問をはじめます。

質問の通告がありますので順番に発言を許します。3番、五十嵐正雄君。

**○3番（五十嵐正雄君）** 議長の許しを得ましたので、大きく2点に渡って質問をしたいと思っております。

まず、最初は占冠地区の集落対策です。この問題については2019年6月の定例議会において私からの質問をしております。また、本年9月には大谷議員からも質問されています。2019年に村では集落対策の再点検に関する聞き取り調査が行われました。村長はこのヒアリングで住民のみなさまから真に必要な政策が何かを聞き取るのが主たる目的のヒアリングですと答えています。また、商店や事業者からの聞き取り調査も行い占冠地区の集落対策を取り組みますとも答弁しています。ヒアリングから2年が経過していますが固まった取り組み課題等があればまず伺いたいと思っております。

**○議長（児玉眞澄君）** 村長。

**○村長（田中正治君）** 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。まず占冠村集落対策方針についてでありますけれども、住民相互そして行政と住民との情報共有に基づく議論を通じてより多くの住民が納得できる地域を作り上げていくことが大切であるとの考えか

ら、各地区での個別訪問、ヒアリング、住民懇談会での意見聴取など経て2020年12月に占冠村集落対策方針見直し版を策定いたしました。占冠地区における直近3年間の人口及び高齢化率を見てみますと、2019年10月末の人口は86人で高齢化率が48.8%、2020年10月末は人口82人で高齢化率50.0%、本年10月末は人口87人で49.4%となっており、なんとか現状維持を保っている状況であります。

占冠地区のヒアリングでは、将来に対するマイナスイメージの声は多くはありませんでしたが高齢化に伴う自家用車の運転の不安や、行事の担い手を引き継げる人が減ってきているといった声が聞かれました。

いずれも高齢化の進展に伴う課題であろうと認識をしております。こうしたことから占冠地区は地域の行事や活動への参加者が多く住民同士の繋がりも強いなど良好なコミュニティが存在していると思っており、そのような取り組みの中で地域が維持されてきたと認識をしているところでございます。

このままでは先細りしてしまうという不安は十分理解しておりますし、私も何とかしたいという思いを強く持っておりますが、現状において、こうしますと言ったお示しするところまでには至っておりません。引き続き有効な施策が導き出されるよう努力してまいりますのでご理解のほどよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 人口もこの間の経過をみますと減ったり増えたりという状況が続いていますけれども、いずれにしても高齢化が進行している状況は基本的には間違いないと思っております。ヒアリングと住民懇談会と実施して、この間占冠地区の集落対策を進めてきているということでもありますけれども、

村長答弁にありましたように、なかなかこれだという具体的な特効策というのはまだ出し切れていないということでもあります。

ここで提案なんですけれども、このへんについて今後住民の方や地域の方や役場内での議論等をぜひやっていただきたいと思うのですけれども、占冠地区の人口減少を抑えるためには思い切った対策や取り組みが必要だと、このへんについては村と基本的には考え方は同じだと思います。そこで例えば以前にも村として取り組んでいました村の面積の94%を占める豊かな森林資源を活かした製材工場の誘致。以前は占冠地区にも製材工場が2軒ほど経営・運営していたわけですけれども、こういったことを含めて森林資源を活かした製材工場の誘致、それからこれもこの間議論してきましたけれども、郷土性の強い苗木を生産する苗木事業の村としての取り組み、こういったことができないのか。また、職員の居住分散、それぞれの地域に役場職員も一緒になってその地域を作っていくという新しい方法を考えていくことが必要だろうと思えます。そういった立場からすれば、職員の居住分散を図って地域のコミュニティを住民と共に作り上げていくという思い切った施策が必要な時期に来ていると思っております。確かに職員の居住権を分散するという点については、それぞれの居住権のいろいろな問題もありますので簡単にはいかないと思えますけれども、内部で十分議論しながら、やはり地域の人たちにいろんなことを提案してくれということで住民懇談会等開いてやってきてもなかなか思い切った施策が組めないと。そういった意味では直接その地域に役場職員が常について、一緒になってその地域を支えていくということを通じて新しい施策というのを作り上げていくと。そういった思い切ったことを人的な

取り組みをやっていかなかったら何回住民と懇談して住民の要望を聞いてもなかなか集落対策が思い切ってできないということであり、ぜひこういった3点ほど上げましたけれども、これらについて内部で十分検討していく考えがあるか、まず村長に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘のとおり、本村にはこれだけの自然、あるいは9割以上占める森林資源を活用した取り組みや、関連企業の誘致は非常に重要であると私も認識をしているところであります。これら企業誘致というのはなかなか難しい課題ではありますが、そういったことが重要であり、有効であるということで、今年度に入りまして林産業関係の事業体より木工場の新設についての相談がございました。占冠地区には企業誘致条例に基づく用地がございますから、占冠地区の村有地と、本村の企業誘致に関わる補助制度を紹介しながら、何度かやり取りを行った事例がありました。残念ながら現状においては、成就には至りませんでしたけれども、こういった需要がこれから見込める可能性の秘めた地域であることは間違いないと私は思っております。あわせて先般、北海道開発局に道路要望に行った際に、北海道開発局が現在進めている働き方改革に基づく運転時間の短縮、要は長距離輸送を一人の人間が一気にできないということで、今実証実験で名寄市にそういった実験施設を作る予定だそうございます。その際、北海道に何箇所かそういった拠点施設が必要だろうということで、たまたま占冠村は高速道路あるいは国道等々、交通の要衝であるのでそういった可能性がある地域ですよね。というようなお話をいただいておりますけれども、これが成就するかはまた別としても、そういった期待される地域

でもあるということは間違いないのかなと自分の中では思っております。そういった中で、占冠村集落対策方針見直し版では、占冠地区の目指す概ね10年後として、山菜あるいは野生動物、温泉などの資源に恵まれ、豊かな自然に囲まれた静かで安全な占冠地域、あるいは地域の団結力を活かし住民同士が楽しく集い助け合う占冠地区として位置付けをしてございます。今後におきましても各種事業によりコミュニティを維持しつつ、引き続き林産業を始めとした企業の誘致に努め、森林環境譲与税等も効果的に活用しながら林業振興のみならず相乗効果が期待できる総合的な対策を村としても検討を続けたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 集落対策については、いきなり進むということは大変厳しいわけですが、今村長から答弁があったように、やはりこの森林資源を活かした村の取り組みというのは今後重要な柱になると考えています。現に旧斉藤木材の土場跡には村内から生産されている間伐材が4千とか5千立方積まれているわけです。これが占冠村で加工するのではなくて、他市町村、工場のあるところにここからまた運んでいくということで、村で木を育て上げ使えるようになった材はみんなよそへ持って行って加工されると。こういう状況がずっと続いているわけで、ぜひこのへんについては村長も重点的に取り組むと言っていますので、それが実現されて現占冠地区には木工場の跡地が残っているわけですから、村としてその土地を持っているわけですので、ぜひそういったことを最重要課題として、あらゆる手段を使ってそういった取り組みをお願いしたいと思います。

次に2番目の問題です。公契約条例の制定

です。この問題については、過去何回も議論してきておりますが、残念ながら公契約条例の制定には至っていません。村が発注する事業については、あらゆる法律が厳守され働く者の命や健康が守られなければなりません。それと共に地元事業体の育成もこの公契約条例によって図ることができると思っています。村長は2018年の6月に私の質問に対してこの公契約条例制定に向けて職員間の勉強会を開催し、労働者の適正な労働環境となるような施策や村契約の相手方の責任を明確にする基本方針を制定していきます。今後は公契約に関する基本方針を策定し条例化に取り組みます。ということをお答えしています。当然、庁内でそういった検討がされていると思いますので、この1日も早い条例の制定を望みますけれども、その取り組みについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われている公契約条例の制定につきましては、私が総務課長時代から取り組んできている一つの課題であると思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり公契約に関する検討が遅れていることに対して、お詫びを申し上げたいなところでございます。

現状、神奈川県地方自治研究センターの資料によりますと、2020年の3月末現在、全国で公契約条例が制定されている都道府県及び市区町村は合計で61、その内訳は7県8区それから44市2町となっております。北海道では旭川市のみで制定されております。議員が言われるとおり、厳しい財政事情にあるとはいえ村が発注する事業はそこで働く労働者の生命や健康が確保できるよう配慮することは当然であり、その一環として一定期間、一定量の受注が確保される長期継続契約の導入や、公の施設の指定管理期間の検討などを進めて

きているところでございます。公契約に関する定めにつきましては、市町村の人口規模や業者数など、地域の特性によって様々な定め方があるようです。今年17日には北海道地方自治研究所主催による公契約学習会も開催されるということです。今後におきましても、そのような学習機会への参加など様々な機会を通じて職員の法務知識の向上に努めまして占冠村の身の丈に合った実効性のある公契約のルールを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） この公契約条例、確かに北海道でも少ないわけですから一番手になることは厳しいという話も以前はあったのですけれども、そういうことじゃなくて、やはりこの公契約条例を作ることによって例えば冬期間の除雪作業等が始まったときに、とんでもない物損事故や村の施設を破損すると、こういう事故がおきてしまったわけです。よくよく考えれば、こういった公契約条例で企業に一定の労働者に対する教育をきちんとやって、その中で安全運転、安全作業ができる体制を作っていかなかったら大変な問題がおきてくるということなんです。今回こういったことが初回の除雪作業の中で起きてしまったわけですがけれども、これについては村から一切報告ありませんから、中身に触れるつもりはありませんけれども、少なくともそういったことがこの公契約条例を作っていて、その中に労働者教育とか安全作業そういったものをきちんと公契約条例の中で謳っておいて、事業体にそれを課すということがきちんとできていれば防げた事故ではなかったのかと思って大変残念に思っています。そういった意味で1日も早くこの条例を制定して働く

人たちが安心して仕事ができるそういったことが確保されるようなことをぜひ確立していただきたいと思っています。1日も早い条例が制定されることを願って質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

続いて、4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 大きく3点質問いたします。

1つ目ですがニニウキャンプ場の今後について。10月24日ニニウキャンプ場の営業が終了しました。村民はもとより近隣市町村、ニニウキャンプ場利用者からも今後の活用方法等について強い関心がもたれています。今後の用途廃止に向けた動きとキャンプ場跡地の活用及び方向性についてお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。ニニウキャンプ場の活用方法ということでご質問でございます。これまで議員のみなさまへは総務産業常任委員会等にてニニウキャンプ場の閉鎖についてご説明を申し上げ、一定程度のご理解を得たものと認識をしております。

キャンプ場跡地の利用方法策でございますがニニウ地区在住の羊飼育農家ニニウファームよりぜひ羊の放牧地としての利用と占冠村の自然環境と魅力及び羊肉の地産地消の発信拠点として利用したい旨の申し出を受けております。村からの有効利用方策の諸条件としてキャンプ場跡地の施設改修は一切行わず現状のままでの利用を前提とさせていただきます。

また、ニニウ交流促進施設整備に際しての補助金整理事務につきましては跡地利用の有効利活用で詳細事項が決定次第報告を申し上げ、上川総合振興局調整課との協議をするこ

ととしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいまニニウファームの件が出てまいりましたが、こういった検討、議論をぜひとも議会、村民に経過を報告、説明すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議会、議員全員協議会においてはキャンプ場の廃止後の利用について農業利用、放牧地等の利用をしたいというようなお話はさせていただいております。その時点では、村として大きな費用をかけられないということで、この補助施設が入っているものですから、売ることはできないんですよ。貸し付けが条件なものですから農地利用ということで、ぜひ進めたいなということでご説明をさせていただきました。

住民のみなさんには今年の住民懇談会においてキャンプ場の廃止について様々一定程度のご説明をさせていただきましてご意見もいただいたところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） その利用についての計画等も随時説明をすべきと思います。

○村長（田中正治君） 今ご発言のご説明につきましては現状こういう方向でというお話なものですから、固まったものはありません。当然、予算計上も必要になってきますので、予算計上、予算審議をしていただく前に総務産業あるいは全員協議会において内容の詳細をご説明し、ご意見をいただくということで考えておりますのでご理解よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） それでは2点目、物産館についてです。6月議会定例会一般質問

村長答弁において、物産館有効活用とあわせてACES環境センターの調査を検討することでしたが進捗状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 物産館の活用ということでのご質問と受け取りました。前段のアスペン環境センターACESにつきましては当時の回答としまして、アスペンの30周年事業が計画されておりましたので現地に訪問をし、その先進的な取り組みについて調査させていただきたいと考えておりましたけれども、このコロナ禍の影響でそれが叶わない状況となっているのはご存じのとおりかと思えます。

物産館の活用方法についての答弁は、利活用の一つとして占冠版ACESとしての利用も考えられるとの趣旨であり、物産館を占冠村の環境センターとして活用することを前提とするものではございませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。具体的に物産館の活用につきましては村としてテレワーク拠点としての検討や情報提供などを行ってまいりましたが、具体的な活用に至っていない現状を考えますと、現在道東自動車道の4車線化に伴いましてネクスコ東日本帯広工事事務所の占冠工事事務所として検討を進めたいと考えているところでございます。物産館につきましては、1階については長期に渡り活用されてこなかったこともございまして、ネクスコ東日本の考え方をご紹介したところ事務所としては当然必要ですし、期間としてはトマム-占冠間で10年、それから占冠-夕張間で10年、概ね20年近くかかるだろうということもありますし、この高速道路をPRするパネル展示や説明スペースも必要だというようなお話もありまして当然議会含め住民のみなさまにもご理解いただければ、この施設についてそういった利活用を図っていき

たいなと考えております。食堂等との相乗効果も期待できますし、そういったことを考えているところでございます。ちなみに道東道の計画でございますが、現在設計が進んでおりまして来年度4年度に設計を終えて5年度から着工したいという状況でございますので、そういった事業にあわせて取り進めてまいりたいと思っておりますのでご理解よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいまネクスコの事務所という案も出てまいりましたが、占冠村の持続的可能な自然環境、それから観光を考えますとACES環境センターのような機能を持った組織がこの施設に入るのが理想と考えます。ACES環境センターについては担当者だけではなく有識者、村民、関係団体など調査検討委員会などを構成し進めていくべきと考えますが、今後の方向性をお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われております環境センターにつきましては、今ご紹介あったように専門職をはじめそういった人材等の経費、あるいはこの調査等に関わる経費を誰が負担するんだという問題があると思うんですね。そういったことも含めてアスペンではどうなっているのだろうということを実際に現地で調査したいなということを前回申し上げたかなと思えます。これが、村がそういったものを設置して、そういった専門的な知識を有する方々にご協力をいただくということとなれば、相当の経費を用意しなければ来ていただけないのかと考えてますので、具体的には現在そういったものを進めたいということでは考えておりません。環境問題につきましては学術等の産学官民連携の取り組みは可能かと思えますので、そういったことにつ

いては検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2つ目ですが、2階郷土資料室の改善は前教育長時代から指摘されていましたが全く進展がありません。展示方法等、新教育長の今後の方針を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） それでは細谷議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

郷土資料室の改善に関しましては、令和2年3月それから12月の議会におきましてご指摘をいただいております。地域、それから専門家のご意見を伺い取り入れながら展示方法等の検討を行っていく旨の答弁をしておりますけれども、今年度につきましては高速道路の建設調査のために来村しました北海道埋蔵文化センター、こちらの専門員の方に用途不明の展示品の鑑定を依頼したり、台帳のデータ化、こちらに取り組むなどしているところでございますが、展示物や表示の改善については少しずつなんですけれども実施をしているところでございます。

今後、今年度事務的な作業に終始をしたというところもありまして資料室の大きな改善、目に見えるような改善には至っていないというところで反省はしているところなんですけれども、以前からご指摘をされているとおり、郷土資料室の改善こちらには人員不足に加えまして、地域のみなさん、専門家の方々の協力が必要であると考えております。地域のみなさまに現状ご説明申し上げましてご意見を伺ってお手伝いをいただきながら、資料室を改善していきたいと思っております。方向性、こちらのほうは出さなければいけないということで、私も就任をしてから1カ月半という

ことですので、これから教育行政の執行方針等の中にそれらも加えながら改善に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解の方お願いいたしたいと思えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 先ほどの答えに対する再質問ですが、郷土資料室には村の大変貴重な資料や農具、民具、時代背景が読み取れる展示物が寄贈されており占冠村の文化遺産です。一方で村外の資料や展示物が混在しておりストーリーが感じられません。展示物が当時どのように使われ、いかに貴重であるか展示方法次第で五感で感じられるような魅力ある郷土資料室になると思えます。ある程度の予算も必要であると考えます。村内有識者や博物館学芸員などで委員会を構成し進めるべきと考えます。考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。議員のおっしゃることはもっともかと思っております。今展示室の方には、いろいろな物が展示されておりました確かに教育委員会の中でも展示については考えながら展示の方をさせていただいてはいたのですけれども、やはり種類によってですとか、時代背景によってですとか、見せ方というのはいろいろあるかと感じています。有識者それから地域の方々、こちらの委員会を設置してというご意見ですけれども、まずは地域の方と一緒に時代背景等も確認しながら設置についてざっくりばらんな意見を交わしながらやっていければ

など今思っているところで、これから新年度に向けてそのようなお話し合いといたしますか、意見交換の場等を設けていきたいと考えております。その中で、ある程度方向性が出た段階で専門家のご意見も伺っていければと考えておりますので、今後なんとかそのへんは良いものを作りたいというところで努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） この郷土資料室は長年に渡ってこのままの状態、逆に最近は説明文などが撤去されて、何が何だかその展示物がどういう利用がされていたとか、どんな貴重な物かとか、そういったものが全くわからない状態ですね。早急にこのへんは計画をして進めるべきと考えます。

次に3番目の村内の表示看板についてですが、237号線、湯の沢温泉前、日高峠下、道の駅前及びJR占冠駅の村内案内表示には、すでに営業廃止されたニニウ自然の国やサイクリングターミナルなどの施設が記載されています。また、道道夕張新得線の不思議な泣く木には架空と思われる物語が掲示されています。事実と異なる内容と思われる誤解を招く恐れもあり、観光を掲げる村にはそぐわないと思います。それぞれ訂正なり撤去してはどうか考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内の表示看板についてのご質問です。以前からそういったご指摘をいただいております、議員おっしゃるとおり村内各所にある案内表示等については現状にあわない表記がされているものもありますので順次対応をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ニニウ自然の国サイ

クリングターミナルは看板を見て観光客がニニウまで来て廃止・撤去されたことを知り残念がったり、不思議な泣く木にあつては看板を見て物語について問い合わせがあるとも聞きます。アイヌ伝承でも神話でもなく創作された物語と聞きます。展示するのであれば真意を正すべき。これを機会に村内案内看板等を見直しが必要と考えます。対応を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申しあげたとおり現状とあわない表記があるものについては順次対応をさせていただきます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、細谷誠君の一般質問を終わります。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 私から大きく2点質問させていただきます。

まず1点目、埋立ゴミについて質問いたします。最終処分場の嵩上げは進み、ゴミの減量化や3Rの推進など周知を進めていただいているところですが、今回嵩上げでどれだけの容積が確保できたのか、今後何年維持することを想定しているのか、また現状ゴミの排出量がどの程度減ってるのか伺います。容積は通常数字でお答えいただいているのですけれども、数値だけだとどうしても見えないし、わからないということもありますので、できれば住民が想像しやすいような数値、例えで伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゴミの最終処分場における埋立ゴミについてのご質問にお答えをいたします。下川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、始めに嵩上げがどれだけの容積が確保したのかという点でございます。埋め立て

量につきましては、これまでが4万5060㎡、新たな嵩上げによる埋立量が6万4440㎡、埋立量にして1万9380㎡の増量ということで、最後にこの量だとわかりづらいというご指摘でございますので、容積の例え方がいいか悪いか別として、縦100m、横100m、高さ2m、私が100m、100m歩いたくらいの量になるということになります。

次に今後の何年維持できることを想定しているのかということでございます。埋立処分計画としましては、埋立予定期間を令和4年4月から令和16年6月までとしておりまして、埋立期間は12年3カ月を予定しております。

次に、現状ゴミの排出量がどの程度なのかということでございますけれども、排出量の実績値は令和元年度の埋立実績は1406t、令和2年度の埋立実績は990t、令和3年度の埋立量につきましては令和2年度程度と予測をしております。ただ、今建設中であります計量器がありますけれども、計量器をもって計ったものではないので重量換算して求めているということでございますので、今後そういった数字が明らかになってくるだろうと思います。また令和2年、3年におきましてはこのコロナ禍の影響で平常時と異なる生活状況のため単純に比較できる数字ではないのかなと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 容積についてはある程度わかりやすい数値になったのかなと思いますが、実際は埋立てられる量に1年間の排出量はその時点でどのくらい増えるかというのは目に見えてわかるものではないと思います。実際には予定では12年3カ月埋められるんじゃないか、置いていけるんじゃないかということで使っていても、やはりゴミが増

えればもっと年数は短くなってしまったり、ゴミが減れば年数は増えるということになると思うのですね。実際このまま使っていくと本当に12年使えるのかな、という疑問はあって、仮にトラックスケールで計量ができるようになるとは言いつつも、その計量した実績とその数値が面積にどういう反映の仕方をするのかというのは素人にはわからない。住民にはわかりづらいのかなと思っています。実際にこれを長く使っていくためには、自分たちの努力というのも必要だと思っているのですけれども、なかなかそういったものが見えてこない。確かに減量化に向けて3R推進しましょうという広報とかを入れていただいたり、住民懇談会で説明は受けているのですけれども、「実際に今どれだけ使ったよ」、「みんな今年これだけ捨てたよ」というのは見えないので、いつまで使えるのかなって心配になる人は心配になると思います。

分別も気になる人は徹底して分別してくれると思うのですけれども、なかなかそういう数字として見えてこないから分別も「まいいか」になってしまうこともあると思います。なので分別推進について長期間これからも使えるようにするためには、分別の推進というのをもっとしていかないと、今使えている12年はもたないのではないかと思うのですが、そういったところは今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 排出量と利用期間の問題を今ご質問なんですけれども、一定程度の定数を持って計算された結果が現在お示ししている数値ですので、ご指摘のとおり排出量が増えることで利用期間が短くなるというのは当然の理論になると思います。そのことを少しでも長く利用するためにゴミの減量化

についてご協力をいただくということを一生懸命地域にもお願いをしている。あるいは、一番大きいのは事業系ゴミですから、事業所には減量をお願いするという事です。事業所においても生ゴミの資源化、あるいはリサイクルゴミの分別含めてもっときっちりやってほしいと事業者に対してもお願いをしているというところです。住民のみなさまにもお願いをしなければならない。事業者にもお願いをして減量化を図って少しでも長寿命化を図るということで進めていきたいということでございます。ですから今、想定で「こうなる」「ああなる」という議論はできないということです。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） ゴミの減量についてはこれからも引き続き自分たちも気にしながら広報等の活動もしていただきながら進めていくことになるであろうとは思ってはいます。今回この嵩上げと同時に、埋立地を確保した時点で今度は広域の中でも中間処理処理施設等の建設の検討ですとかそういったこともされていく予定になっていたかと思いますが、中間処理施設の協議等は現状進んでいるのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 広域圏における議論については、中間処理施設を作ろうということではなくて基本的にはそれぞれが分担処理をしようということで協定を結んでいると。例えば分担処理でいけば、富良野市がし尿浄化槽で生ゴミを分担すると。上富良野でいけば衛生用品、粗大ゴミ、あるいは焼却ゴミ。中富良野の担当は資源回収センターということでプラスチック類、ペットボトル、空き缶。南富良野は小動物焼却施設。占冠は衛生センター等の不適物の処理と焼却灰の処理を一般

廃棄物処理施設でやるということで、分担処理を基本としてこれからもやっていきたいと思いますということになっています。そういった中で焼却施設処理というのはこれから基本に大事になってくる。というのは一般廃棄物の最終処分場を作ろうにも中間処理、つまり焼却しないものについては補助金出しませんよというようなこともありますから、焼却処理も必要になってくるし、そのことによって占冠のいろんな最終処分場の維持、延命が図られるということなので、富良野広域圏に私がお願いしているのは、この広域分担処理の中で焼却処理を担当している上富良野町にぜひ占冠の焼却もお願いしたいということを申し上げています。

現状では中富良野町と南富良野町がしているので占冠までは面倒見れないということになっています。上富良野からお伺いしているのは、今の焼却施設が耐用年数と老朽化によって建て替えがあるので、その際に占冠村も希望すればそれに合わせた施設を用意できるだろうということをおっしゃっていますので、そういった施設の更新計画をもって占冠村もそこに参加をしたいということで上富良野町に占冠村の希望を申し上げているという状況でございますので、検討材料ということで5市町村それぞれ今後も協議をしましょうということで合意をしているという内容でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 中間処理施設のお話については今の説明で理解できたのですが、焼却施設で焼却した最終ゴミ、焼却の灰になるものは最終的には埋立てをしなくてはいけないものなのだと思います。今の分担処理の方法でいくと占冠は焼却灰になる物も埋立ていると思いますが、そういった物も受け入れ

る中で今後、今使っている今回延命化された最終処分場が多分いつかは一杯になりますよね。いずれにしても12年という予定を立てているので、その12年後とかには必要になってくるものなんだろうと思います。そういったものについてはどの時点から検討、次の埋立地を作らなくてはいけないのか、そういった計画というのはいつ頃からされるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 最終処分場の受け入れ、占冠での全ての町村の焼却灰を受け入れるということではないんです。今分担処理でやっているのは、衛生センターの不適物、動物死骸の焼却残さ、焼却灰、これを受け入れていますよということで、それぞれ最終処分場持っているんですよ。中富良野も今年、最終処分場の嵩上げをしています。占冠もやっています。いずれにしても中富良野と話をしているのは、焼却炉を持たないとこの最終処分場はもたないね。ということで全体の中での焼却施設がないとそれぞれ大変ですよ。ということで理解をお互い共有しているのですけれども、そういったことでそれぞれ最終処分場は用意をします。ですからうちが持っていったゴミを燃やしてもらって灰を持って帰ってくるかどうかはそこまでは詰めていませんけれど、基本的にはうちが燃やしたものはうちが受け取って帰る。うちの最終処分場に入れるということは考えられるということなので、今言われる全ての焼却灰をうちが引き受けるということではありませぬので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） では2点目の質問させていただきます。

外国人の居住者のサポート体制について伺

います。外国人の居住者が年々増加傾向となっております。12月の広報誌によると若干減ったのかなというところではあるのですが、増加傾向は続いていて、案内文ですとか申請書類というのは基本日本語のものだけです。外国人居住者の方は、日本語は話せても読み書きができない方が多いです。日常生活を送るにも日本語の読み書きができないため苦労されています。例えば回覧板等で案内は回りますが内容は全く理解していません。そういった方に可能な限り近隣住民の方もサポートはしていますが、外国人が多く住む村としては、住民サービスとしても相談窓口などがあっても良いのではと考えます。外国人の居住者についてのサポートはどのように考えるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人居住者のサポート体制ということのご質問でございます。

占冠村の令和3年11月末現在の外国人登録者数は28か国147人でございます。総人口に占める割合が12%となっております。とりわけトマム地区においてはコロナ禍による一時的な減少はあるものの、コロナ収束後更なる増加が予想されます。村としては現状に対応するため事業所との連携を図るとともに、村ホームページの多言語化、外国人向けのチラシ配布、AI通訳機を導入して対応してまいりました。地域の方々がかなりお手伝いをいただきまして、外国人に対するフォローをされているとお聞きしており、小さな村だからこそできるきめ細かな取り組みに大変感謝をしているところでございます。

ご質問の窓口対応に留まらず、日常生活のサポートとして相談窓口が必要であるのご指摘でございますが、現在新たな相談窓口の設置は考えておりませんが、その役割を果た

すのがトマム支所機能と考えておまして、事業所との連携をさらに強化しながら本村で暮らす方々が国籍を問わず、心豊かで幸せを実感できる村づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

現実にはトマム支所にご相談に来ていただければ概ね対応はさせていただいているというところでございますけれども、どうしても身近なところで外国人がご相談されるということで住民のみなさんにもそういったご苦労かけている部分については本当に感じておりますけれどもぜひご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 外国人の方が困ったときにトマム支所に行けばトマム支所でも対応をしていただけるということではありますが、今実際対応もしていただいています。ただ相談事については多岐に渡っていて、実際に本当だったら役場という場所に行かなくても役場で相談できる内容じゃないものについても役場にもっていくというのが実際のところかなと思います。業務の中でやはりそういった相談に対して割ける時間というか、相談にのってあげられる時間というのが、今の体制だと限られてしまうし、それも常時あるわけではないので人的な要員として窓口を作りますとか、そうはならないとは思いますが、ただ現状のまま「トマム支所に行けば相談できますよ」と言ってもなかなか相談しづらい状況かなと思います。窓口として開設されているわけでもないし、どうしていいかわからないから行ってみたら相談できたというような状況になると思います。なので、どういった方法がいいかというのはまだまだ検討しないといけないとは思いますが、やはりそういった行けば相談ができる場所とい

うのが設置されていると安心して生活ができる。例えばなにかの申請書類を書かなきゃいけない、持っていかなくてはいけない、その申請書類の書き方もわからなければ中身もわからないというようなのが現状なので、やはり居住者の方にもここが「相談窓口ですよ」とか「ここで相談できますよ」という設置をしたほうが良いと考えます。そういったところをどのように考えていただけるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人のそういう相談事というのは多種多様ということでございますけれども、現場に聞いてみますと村に関係ない申請書だとかも持って相談に来るけれど、それも対応して書き方を教えてあげたり、書いたりしているというのは現実の事務としてあるということで、そこが相談できる場所だということはどう知らしめてやるかということとあわせてトマムにおける体制の問題を今の2人がいいのか、どうなのかということも含めて検討は必要かなというようには思いますので、そのへんの検討はさせていただきたいとは思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、下川園子君の一般質問を終わります。

6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 私からは保育所の運営体制についてお伺いをしたいと思います。

9月定例会において田中村長2期目のスタートにあたり所信表明があり、占冠保育所の新設、トマム保育所の改築を進め1歳児保育が行える基盤整備を行い子育て支援政策の充実に努めるとありました。該当する保護者の方も期待してることを思います。

11月の広報で地域おこし協力隊（子育て支援）それと役場職員（保育士）の募集のこと

が載っておりまして。1歳児保育支援の取り組みの一環と考えます状況も確認してみますと、なかなか募集に対して応募がなかったというのも聞いております。そこで、現時点での中央とトママ保育所での一時預かり事業を利用している1歳児の人数と、それに募集して応募がなかったということで、なかなか苦労されてると思うのですけれども、対応している職員、スタッフでも構わないのですけれども、その体制についてまずはお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

保育所運営に関わって一時預かり事業の体制ということのご質問でございますが、現在の利用者は一時預かりの利用者につきましては中央で2人、トママで2人、対応する職員は1歳児1人に対し1人の職員が対応するようにしており現在は利用日に2から3人を配置しながらマンツーマンで対応できるように行っております。この募集に関わっての現状でございますけれども、現状については会計年度任用職員、子育て支援員の登録人員は中央が6人、トママが7人となっておりますが、他の仕事を兼任しているなどの状況から同日に登録者全員が従事することができる状況にはなかったということで、一時的に対応する職員が不足し役場の事務職員等がそれに対応する場面がありました。しかし、この11月と12月に再度の募集で応募がありまして職員を増員していますので現在のところは不足する状況にはなっていないということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の説明で募集したけれども応募がなかったという場合には、や

むを得ず職員の手も借りてやってたということで11月、12月の募集には応募者がいたという説明でしたけれども、現時点ではサポートする職員が不足して事務方の職員もお手伝いしたというそういう状況はなくなったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状においては予定通り出勤していただければ職員が出向くことはないのですけれども、どうしても休暇とか休みとか入った場合には臨時的に対応する場合はあるかと思えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは次に移りたいと思います。

今、村長から説明あって大分理解したのですけれども一般的に保育士等の募集については応募がないということです。今11月、12月の直近の状況は説明ありました。新年度に向けて保育所の運営、特に今1歳児は中央が2人、トママも2人とこれらの1歳児のお子さんは来年度も2歳児のクラスになりますね。そして新たに新年度の1歳児の対象者も多分該当者がいるので入ってくると思うんですよ。そういう部分でその数を踏まえて新年度の保育所運営体制についてどのように考えて対応するスタッフ確保のためにどのような具体的な取り組みを検討、実施しているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 1歳児保育に関わって来年度の対象者、1歳児につきましては中央で6人、トママで4人の予定でございます。そういったことから一定の職員の補充は必要だろうということで、新年度の保育所運営体制につきましては保育士の募集等々これまでもやってきております。町村会の募集では応

募はありませんでしたけれども、11月以降数件の問い合わせ、応募もありましたので、今後面接等を行い新年度以降保育所の運営に支障のないよう職員の確保に努めてまいりたいと思っております。すでに面接は1名やっておりますが、これから数名の面接も予定しておりますけれども、職員の採用については2名を予定しているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 新年度に向けた具体的な職員募集の説明を伺いました。新年度の1歳児の人数、現在の2名からあくまでも対象者ということですが、中央が6名、トマムが4名、そして前段で説明ありました1歳児については1人の職員がサポートする体制をとらなきゃならないというようなことでしたので、村で募集をかけても相手があるということですが、応募に100%応えられるということはないと思うのですけれども、少なくともそういう保育所内での事故等を防ぐためにも職員確保を努力、それから十分な体制の下で保育所を運営していってほしいということをお願いさせていただきます。私の一般質問は終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので1問だけですけれども質問させていただきます。

先ほど、下川議員から嵩上げ埋立ゴミの関係で質問があったと思うのですが、一般廃棄物最終処分場の事故防止対策について伺いたします。嵩上げが進んで終わっておりますが、現地見させていただきましたが、嵩上げされた部分の嵩上げが以前の敷地内にはみ

出ている形の嵩上げも見受けました。そこにトラックスケールが設置されているのですが、そのトラックスケールも既存の道路から外れて設置されて、もちろんそうなるのだろうとは思ったのですが、その周辺に電柱が立っていたり、嵩上げされたゴミ処分場に向かうのにも急な坂道になっていたり危険な箇所が何点か見受けられました。これに対して事故防止の対策はされているのか、供用開始が来年4月からとなっておりますので、それに向けてどんな方策を立てているのかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

議員がご心配されております最終処分場の工事に関わって電柱と支線の位置でございます。これについてのご心配かと思っておりますけれども現状、計画を見る中で計画の段階で承知をしておりましたので工事開始前に現地測量を行い再確認したところでございます。そういったことから支線が道路に近いので、トラックスケールの位置を変更し、より支線が支障とならない位置に道路を移動してございますので事故防止対策の必要はないと判断をしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 事前調査、事前測量されているということでしたけれども実際に工事の段階をみていると、支柱がトラックスケールに入っていくための道路に隣接していました。経験者だけが運んで入っていくのであれば問題ないのかもしれませんが、一般民間人、本当に素人さんが運んでいくということになれば、そういうことも起こりえるのではないのかなと私は危惧したのですけれども、そのへんの観点はどのようにお考え

でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 工事の現状の写真を今見ておりますけれども先ほども申し上げたように電柱と支線、電柱から出ている支線が道路とかぶらないとか、道路から離れた位置に変更しているの、改めてそこに事故防止策だとかガードレールとかの施工は必要ないじゃないのかということで報告をいただいているということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 夏場はそれでいいのかなと思いますけれども冬場、そのトラックスケールに入っていくための道路には除雪の必要性も出てくるのだと思うんですね。その除雪の雪だまりが支柱とか支線にかかるので見えなくなるということになりかねないなと思ったんですね。それでも今の現状でいいというお考えと村長のお答えには感じましたけれども、そのへんはどうでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 一定の距離を持って設置しているので、そういった事故がおきないように作り替えたと聞いておりますので、そういったことはないと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） では支柱に関しては答弁を受けたということで事故のないことを望んでおきます。

トラックスケールから出た部分で処分場へ入って行く道路、それも改修されると踏んでもよろしいのでしょうか。嵩上げた堤防の土台の部分というのでしょうか。既存の施設からはみ出てとか、敷地外の方に出ているなら問題はないのかもしれないけれども、今までの処分場の中に踏み込んだ設置のされ

方をしていると見ましたが、そこへ向けての道路への改修工事とかも予定されているのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われているトラックスケールが最終処分場の中には入っていないんです。もともとの進入路はそのままありますよね。トラックスケールに入っていく道路を新たに作っているということなので、ここは分かれていくので問題ないのかなと。既存の今まで入っていた道路は道路として舗装道路は残っていますから、トラックスケールの施設に入る取り付け道路から計量をして、また元に出て戻っていくということで、逆にそこにお互いが邪魔をしあうということはないと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） トラックスケールへ向けての道路は理解しています。トラックスケールから出たあと坂道になっているんですね。既存の道路がトラックスケールを出た後またカーブをしながら最終処分場に向けて入って行くという形に見受けられたんですね。嵩上げた堤防が既存の敷地内より中へ設置されていますので、トラックスケールから出た車がカーブにカーブを重ねて入って行く状態になると考えてみたのですが、そのところの道路の改修はされるのか。結構かなり急な坂道になってきてきましたので、そのへんの事故防止対策は考えられているのかということです。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） トラックスケール施設を出て既存の道路に戻ってこれまで同様、同じルートで埋立地に入るということなので、そういった心配はないのかなと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員君、図面上でもう一度確認いただけますか。ここで休憩しますので、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江） 大変いろいろと中断させてしまいましたことお詫び申し上げます。

副村長、担当者から説明を受けましたので理解はいたしましたが、事故というのは想定しないことが起きうるといことがございますので、最善の事故防止対策を希望して質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江君の一般質問は終わります。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは早速、質問に入らせていただきます。

最初の質問になりますが、新規就農支援策について伺いたいと思います。新規就農支援策については、国はもとより本村自体としても取り組まれており、村長の執行方針の中でも農業振興の大きな柱と位置づけられているところではありますが、来年度より49歳以下の新規就農者に対する国の方針が刷新されまして、これまでの全額国負担から各自自治体との折半になるとの報道がマスコミ等で大きく報道されておりますが、本村としてこれを受けどのような施策実行するかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。新規就農支援というこ

とでございますけれども、これまでの農業次世代人材投資事業から新規就農育成総合対策事業と名称を変更し事業内容が大幅に変更される見込みでございます。従前までは全額国費負担で支援されておりましたが、地方負担が発生する内容に改変されます。本村が進める多様な農業人材の確保を進めることが大変難しくなり厳しい経営診断や資金状況を迫る可能性があります。本村では令和4年に経営開始される新規就農者はおりませんが、就農後10年間で1千万円を国と地方自治体が折半して支援する仕組みであり、10年間の経営継続は必須であり、離農した場合本人に対して支払い義務が発生し、回収方法や担保権など新たな問題が発生する可能性があります。制度的にも不透明な状況ということで、今後これらの状況を把握してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今後のテーマとしていろいろ調整したいと。現在まだ令和4年は今村長答弁ですと「いない」ということですので若干の猶予はあるのかなと思いますが、少なくとも国から支援される部分、村から支援、要するに一括支援されて開始するわけですけれども、そちらのほうの取り組み。非常に重要になるかと思えます。

2つ目の質問にまいります。今後の一括支援を受けるにはというところで生産面積、また数量等を計画して認定を受ける必要があると。一部村長の話の中にも含まれていたかなと思いますけれども、そういった場合一番問題になってくるのが資金面もちろんですが農地面積。こちらの問題は必ず出てくる問題で、これをクリアしていかないと前に進めないというのが実情だと思いますがこちらについてはどのように考えられるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 限りある農地の利用ということでご質問でございますが農地問題につきましてはこれまでも新規就農者を受け入れる際に大きなハードルとなってきました。実習期間中に農業者との信頼関係を築き、就農先となる農地を確保するしかなかったという現状にあります。また、担い手のいない高齢農業者が村内でも増える状況にあることから意欲ある新規就農者に農地を確保する議論も今後必要であると考えておりますので、地域農業者をはじめ、農業委員会ならびに新規就農者支援協議会で十分な議論を行う中で取り進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 農業委員会、新規就農支援協議会とそういった場の中で農地問題について協議を進めていきたいということですが、もちろん協議は重要なことかと思えますが、なかなか例えば村長の話にもありましたように、高齢者が「後継者居ないんだけれど」、「そこからどうしたらいいんだ」という相談しやすい環境整備というのが実は必要なんじゃないかと。私もそうですが農家の方って口下手な方が非常に多いので、そこは逆に吸い上げられる何か仕組みづくりをしてあげないと、自分の中で行き詰ってしまっている部分、これからも含めてあるのかなと思えますので、そのへんの支援策なにかお考えあれば伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今言われたように離農を考えている方、あるいは高齢で営農の継続が困難であると考えている方等含めて、なかなかこちらからアクションを起こす体制がないということで、少なくとも新規就農支援

対策協議会あるいは、農業委員会等の農地利用に関わる議論の中で、そういった方の状況あるいはご要望等を聞く機会も必要なのかなと私も思っているところでございます。

現実問題、来年には離農したいと考えているようなお話も伺いますけれども、そういった方が跡地をどうしようと考えているのかをやはりきちんと村として把握をしながら対策をしていくということも行政の務めだろうと思えますので、現状の組織あるいは協議会を含めて連携取りながら進めていかざるを得ないのかなと思えますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。村民のマイナンバーカード活用についてなんですが、2つありまして、まず1点目としまして本村におけるマイナンバーカードの取得状況について現状の確認をお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村民のマイナンバーカードの取得状況ということでございます。本村におけるマイナンバーカードの交付件数は11月末現在で423件、交付率で34.7%であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今交付率34.7%ですか、まだまだ40%に満たない状況にあるのかなと。申し込みされている方も含めてくるともう少し伸びるのかなという現状にあるかと思いますが、そこでこのマイナンバーカードなんですけれども、保険証として利用可能な医療機関というのが今マイナンバーの中に紐づけられているのが、ひとつの保険証としての利用というところが、当然お薬カードとか手帳とかそのへん全部紐づいてくるかと思う

のですけれども、それを保険証として登録しましたとなったときに具体的に村民として「どこの医療機関で使えるの」と。今現在また総務省のパンフレットなんか見ますと22年末ですか、年度末くらいには大方というようなパンフレットの報道なんかもありますけれども、具体的に今見えている段階の利用可能な医療機関というのは近隣においてどこにあるのか。またもう1点、本村の診療所、病院、歯科診療所含めてありますけれどもこれは一体いつ利用可能になるのかと。これが具体的に村民の疑問とする知りたいところじゃないのかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マイナンバーカードの保険証としての利用ということでのご質問でございます。富良野圏域で利用可能な医療機関は令和3年11月21日現在で申し上げますと、医科では上富良野町立病院、小野沢整形外科、中富良野町立病院。それから歯科では藤堂デンタルオフィス。薬局では日本調剤桂木薬局、調剤薬局ツルハドラッグ富良野店、日本調剤ふらの薬局、調剤薬局ツルハドラッグ富良野緑町店であります。富良野協会病院、あるいはふらの西病院、かわむら整形外科等大きな病院ではマイナンバーカードの健康保険証利用の普及状況や導入経費の他にレセプトコンピュータの改修などに多額の費用を要することなどから導入には至っていないと伺っております。マイナンバーカードの保険証利用は令和3年10月から本格運用がスタートしております。本村の医療機関、村立診療所においては、まだマイナンバーカードを利用できる体制を取っておりません。マイナンバーカードを医療機関で利用するメリットとして上げられる資格確認の即時性については患者様のほとんどが村民であることから、後期

高齢者及び国保加入者については村国保医療担当と連携を取り、現在でも即座に確認が取れる体制となっております。

他院での薬剤情報の共有については、お薬手帳で確認ができ、特定健診等情報の閲覧については患者様ご本人に健診結果をご持参いただき健診に反映させているという状況です。ただ、お薬手帳を所持していない患者様も、また観光客等で保険証を持参せず受診した場合は10割負担ということといただくこともあります。

マイナンバーカードの保険証利用にはマイナポータルでご自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費を閲覧したり、確定申告における医療費控除手続きなど多くのメリットも一方であります。診療所での利用につきましては今後住民の要望を鑑みながら体制の導入について検討してまいりたいと思っております。

ちなみに補助制度もございますし、設置費に本村の場合だと多額の費用はかからないというのが現状として伺っておりますので、そういった体制が必要であればぜひ対応してまいりたいと今のところ考えているということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今の再質問になりますけれども、必要になれば検討も考えていきたいということなんですが、今現在国としてそこに進めるんだというところで本村窓口、役場窓口でもパンフレット使って、こういうご案内ということでご案内して、このカード申請されている方々なんかは、そういうトーンで申請されているんじゃないかと。私もそのうちの一人なんですけれども、そういうふうな形で進めているという中で、これから本当にいるのかどうか、費用については本村の場合それほどかからないということであれば、

逆にどこかで必ずそれは必要だという結論に向かうという事は見えている訳だから、逆に令和4年なら令和4年の中で至急検討を終わらし令和5年には整備できるとかというようにある程度目標を設定して取り組まれるのが本当の住民へのサービスじゃないかと。資金的なものが膨大にかかってなかなか手が出せないんだというような話だったら別なんだけれども、こういった案件については総務省が推進しているわけだから当然そこには費用の全額村負担とかそういうことではなくて、そういった補助策も当然そこには付いているはずだし、そうなれば当然保険証として利用してきたときに今村長からも話ありましたようにメリットの部分あるので、移行していくならどんどん先へ進めるというスタンスでいった方が早く村民もそれに慣れていただけるし、データもそこに早く蓄積できる。今だと要するに保険証それからお薬手帳とあと医療費の控除等々についてはバラバラに思えちゃっているのだけれども、カードのメリットって部分はすでにそこに提示されているわけだから当然医療の高額医療の履歴も全部そこに入ってきますので、それは逆に本村のような小規模自治体のほうが早く進められる。今村長からも答弁にありましたように富良野市みたいなでかいところはなかなか進められないんだというのだったら、逆にこういうところこそ強みを発揮し進めるべきじゃないかと私は思うのですがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マイナンバーの普及の件でございますけれども私は基本的にマイナンバーカードについての申請については個人の考え方に基づくものだと思っております、あくまでも個人情報保護的なものだと。人によっては情報が一括管理されるとか情報

がダダ洩れだとか、そういう心配をされる方も片方で見ますし、国にしてみれば一括管理したほうがいいんだと。この考え方それぞれあります。それで、私としてはあくまでマイナンバーカードの所有について申請は個人の考え方に基づくものでしてほしいということでございます。その中で、これらのマイナンバーを利用した例えば今行われているマイナポイントとか、これから行われるであろうコロナ接種証明とか、パスポートとの紐づけとか、預金との紐づけとか、いろんな使い方はあるわけですがけれども、これもあわせて個人が判断をして個人が使うものですから、その申請してくるものについてダメだということではなくて申請したものについては受け付け、村がサービスとして行わなければならない。例えば今の保険証の件については、それが必要であれば村としては紐づけをさせていただくことであろうと現状では考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 必要であれば取り組みたい、検討する必要があるだろうということなんですが、もちろんマイナンバーカードを申請するしないは個人の部分ですし村がなんとしても90にしたい95にしたいとかいうような話じゃないことはそのとおり、私もそうだと思います。

しかしながら一方で取得した人へのサービスというところを考えたときに必要ならば取り組みますというところでいっちゃうと、じゃあ保険証登録した方が40%いたときに、その人たちは村として「まだ40%なんだからそれは取り組めないよ」と。村全体のせめて8割もいるなら村の資金を使っても進めるけれどもまだまだ40%そこらじゃその人たちのサービスに向かって走ることはできないという

スタンスであれば、要するにそれならばその周知を村民に全部してもらわないと、我々要するに申請した人からみれば当然そっちに向かうと思って申請しているわけで、それがいつになったら村内使えるかもわからないカードを何のために持たなきゃならないんだという話になっちゃう。要するに広報されたものが国の広報ではあるけれども、あくまでも個人ではある。村もそれに準じてそこにパンフレット置く。そこから先は個人なんですよと。それもわかるんだけど、どう進めるの。あくまでも国の方針なんだからパンフレット置いてるだけですよっていうスタンスなのか、もう少し例えば3割になってくれば保険証登録ですよ。今の段階は当然マイナンバーというところまでしかいってなくて、保険証登録ってところは当然パーセントに達してないでしょうけれども、ある程度の目安を付けてそこに向かって動くというのがなければ、要するに登録した人は一体いつになったらこれをつかえるのっていう、例えば保険証の話ですけどもね。圧倒的に私が思うのはマイナンバーのカードのこの紐づけというのは保険証で使わなければあとほとんど使い道なんか特にないでしょう。身分証明書の写真が付いているから使えるでしょうっていう話でね。やっぱりその紐づけている部分のメリット感のある部分は当然意思で登録しない方はしない方でそれはそれでいいんです。その権利であるし保険証発行するのですからそれはそれでいいんですけれども、そうじゃない方に対するサービスの部分がよく見えない。村としてどういうスタンスなんだというのがよくわからない。どう見せていくかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私が申し上げたのは

8割いかないとそれを使えないとは言ってないんですよ。要は最初に申し上げたとおり診療所等の利用で今後住民の要望を鑑みながら体制の導入について検討したいということで、やらないということは言ってないんですね。サービスとして行政がやらなくてはならないサービスは、これは必要に応じて行政として取り組んでいくということです。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。

質問3番目の新型コロナウイルスワクチン接種についてになります。本村におけるワクチン接種3回目ということで冒頭、村長の行政報告の中で概略についての説明あったかと思えます。その中で特に3回目ブースター接種についての大きな1月中に医療従事者、2月から65歳以上の方への接種が実施できるよう接種体制の確保に向け準備を進めてまいります。これ概略わかりました。具体的に前回の接種と同じように村民に向けて通知するアクションが出てくるかと思うのですけれども、そのアクションがいつを目途にスタートし、こういった体制にもっていきけるのかどうかそれが一つ。まずその部分お伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 3回目のコロナワクチンの接種についてということでございます。国においては新型コロナワクチンの全ての対象者において感染症予防効果が経時的に低下すること、またそれから高齢者においては重症化予防効果について経時的に低下する可能性を示唆する報告があったことを踏まえて、感染拡大防止及び重症化予防の観点から2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供するということになりました。ただし18

歳以上の者に対する追加接種として薬事承認されていることから、まずは18歳以上の者から追加接種することとされたということでございます。村としては接種間隔については2回目接種完了から原則8カ月以上経過していることとしており、本村としてはまず始めに医療従事者を令和4年1月中旬に接種をし、65歳以上の高齢者を2月から接種が進められるよう準備を進めるということでございます。通知等についてのご質問ですけれども、従いまして2月初めから仮に接種をすれば、それに間に合うように予約を含めて予約をする時間も必要ですし準備も必要だと。それに合わせた通知を個々に行うということで準備をしているということです。

接種日がまだ正確に決まっていませんから通知日をここで何日とお答えできませんけれども接種日に合わせた事前の通知書を行うということでご理解いただければ。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） わかりました。接種日が決まったら逆算で調整がまだ今の段階でできないということなので、概ね65歳以上1月、2月接種となれば当然前回同様1カ月前の連絡になるのかなと。そのへんはわかりましたので次の質問にまいります。

交差接種、児童・生徒への接種についてということなんですけれども、この交差接種、前回本村においては1回、2回とファイザーを採用し接種したという実績になっているかと思うのですが、今巷ではファイザーを打つのかモデルナを打つのかとか交差接種になった場合どうなるのか、いろいろな情報が飛び交っておりますが、現段階における本村の3回目ブースター接種については、ワクチンはどう考えているのかということと、あわせて児童・生徒への3回目の部分のフォロー策

についても一部お話あったかと思いますが、もう一度確認でお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまの交差接種、児童・生徒への接種についてでございます。追加接種につきましては18歳以上の者に対してはファイザー社ワクチンが薬事承認されたことを踏まえて、今のところファイザー社ワクチンによる接種を行うこととされております。それから17歳以下の接種については薬事承認後に国から方針が示されますので村としてもそれにあわせて対応してまいります。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3点目の質問になりますけれども、希望者への抗原検査というのが一部で実施されているところもあるかと思えます。今非常に抗原検査のキット等については廉価なのが出てきているというところで、検査ですからPCR検査、抗原検査等々ある中で誰でもかれでもとは私は思わないのですが、今後村としてこの抗原検査、非常に廉価版でもあるのでコロナ予算等々を活用しながら活用するお考えがあるのかないか伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 抗原検査の取り組みでございますけれども、本村においては2回目の接種者は11月末現在で1052人でございます。接種率も92.1%と多くの住民がワクチン接種をしていただいている状況があります。そういったことも踏まえて現在のところ希望者への抗原検査の取り組む考えはございません。

ただトマム診療所で発熱外来を受診した場合は医師が検査の必要性があると判断した場合に抗原検査を実施しております。PCR検査

よりは精度は落ちますけれども陽性反応が出た場合、保健所に連絡をし、対応してもらうということになっております。検査は保険診療でございますので検査費用の本人負担はございません。そういった状況で取り進めさせていただきたいということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 以上でワクチン関連の質問は終わります。

質問4つ目になりますけれども、教育長に伺いたいと思います。

学校施設のバリアフリー取り組みについては何度か質問させていただいていますが、この令和3年の末というところがありますので、一旦ここで学校トイレのバリアフリー化についての取り組み状況について伺いたいなど、推進状況について伺いたいと思います。計画、お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校施設のバリアフリー化につきましては、本年6月の定例会におきまして財源確保が大きな課題となっておりますが、文科省の整備目標であります令和7年度末までに全校のトイレ整備ができるように取り進めるというお答えをしているところでございます。

現状といたしましては、令和5年度から順次着手すべく新設、改修の検討、そして設計に関する予算の算定、こちらのほうを取り進めているところでございます。財源確保の問題はまだ解決されておりませんが前向きに取り進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 2つ目の質問にまいります。続けて教育長になりますけれどもイ

ンクルーシブ教育の構築についての学校施設のバリアフリー方針についてということで、今非常に重要な教育の施策の柱かなと思いますので、そのへん教育長としての村内統一の大きな柱かと思っておりますのでお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） ご指摘のインクルーシブ教育の構築としての学校施設のバリアフリーということに関しましてですけれども、特別支援教育に加えまして障がいのある方とない方が可能な限り共に学ぶという教育分野の重要な課題であると認識しておりまして、学校におきましても障がい者の有無にかかわらず誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう基礎的環境整備、こちらが必要だと考えております。

文科省においても改正バリアフリー法の施行に伴いまして学校施設のバリアフリー化を令和7年度末までの5年間で緊急的に加速化させるとしていることから、本村におきましても重ねての回答になりますが、令和5年度より順次着手できるように取り進めることといたしております。具体的な方針については詳しいものがお示しされてないですけれども、教育執行方針の中でもインクルーシブ教育の構築について掲げながら学校施設のバリアフリー化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 認定第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、認定第1号、令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、小林潤君。

○**決算特別委員長（小林 潤君）** それでは決算特別委員会審査報告についてを報告いたします。令和3年9月24日開催の第4回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は去る10月26日、27日、本委員会を開催し審査の結果認定すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○**議長（児玉眞澄君）** これから令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

○**議長（児玉眞澄君）** 起立多数です。したがって令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することと決定いたしました。

---

## ◎日程第5 議案第1号から日程第8 議案第4号

○**議長（児玉眞澄君）** 日程第5、議案第1号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第8、議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件、4件を一括議題とします

本件についての説明を求めます。議案第1号について、企画商工課長、平岡卓君。

○**企画商工課長（平岡 卓君）** 議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案

理由のご説明を申し上げます。

本件は平成28年3月に制定された占冠村むらびと条例の文言修正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、占冠村むらびと条例前文中、第4次占冠村総合計画の第4次を削り、占冠村総合計画に改めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上ご提案申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（児玉眞澄君）** 議案第2号について、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○**福祉子育て支援課長（木村恭美君）** 議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案理由の説明を申し上げます。

本件は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者等における書面の作成、保存等について電磁的記録における対応や利用者の利便性の向上の観点から書面等によることが規定又は想定されているものについて電磁的記録等による対応も可能とするものでございます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいようよろしくお願いいたします。

○**議長（児玉眞澄君）** 議案第3号について、

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由のご説明を申し上げます。

本件は出産育児一時金の支給額見直しに関する健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条例第6条第1項中出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に改めるものでございます。施行期日は令和4年1月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由をご説明申し上げます。

本件は全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、法改正に伴う文言整理のほか、未就学児がいる場合において、世帯主に対する賦課する被保険者均等割額を減額するものでございます。減額する額は、当該未就学児に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じた額とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

---

## ◎日程第9 議案第5号から日程第13 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第5号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第5号の件から日程第13、議案第9号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号については総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書11ページをお願いいたします。

議案第5号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算第5号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1200万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。議案書12ページをお開きください。

1款、村税、2項、固定資産税は1億3330万円の増額。

12款、分担金及び負担金、2項、分担金は12万5千円の増額。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料は15万円の増額。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は433万円の増額でございます。

15款、道支出金、2項、道補助金は72万4千円の減額でございます。

17款、寄附金、1項、寄附金は50万円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金は612万5千円の減額。

20款、諸収入のうち、3項、貸付金元利収入は150万円の増額。同じく諸収入のうち、5項、雑入は5万6千円の減額でございます。

以上、歳入における補正額の合計は1億3300万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書13ページをお願いいたします。

1款、議会費、1項、議会費は283万2千円の減額。

2款、総務費、1項、総務管理費は340万円の増額。2款、総務費、4項、選挙費は860万円の減額。同じく総務費、6項、監査委員費は10万2千円の減額でございます。

3款にまいります。3款、民生費、1項、社会福祉費は111万3千円の減額。同じく民生費、2項、児童福祉費は314万9千円の減額でございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は418万円の増額。同じく衛生費、2項、清掃費は3万円の減額でございます。

6款、農林業費、1項、農業費は672万2千円の増額。同じく農林業費、2項、林業費は100万3千円の増額でございます。

8款、土木費、3項、住宅費は401万8千円の増額。同じく土木費、4項、都市計画費は15万円の増額でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費は655万4千円の減額。同じく教育費、2項、小学校費は145万7千円の増額。同じく教育費、3項、中学校費は128万円の増額。同じく教育費、4項、社会教育費は13万円の減額でございます。

12款、公債費、1項、公債費は1億3330万

円の増額で、歳出補正額の合計は1億3300万円の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第6号、議案第7号及び議案第9号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書37ページをお願いいたします。

議案第6号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度、占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3620万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

41ページ、事項別明細書により説明いたします。歳入になります。

1款、1項、国民健康保険税は230万円の減額。

42ページ、4款、1項、道補助金は230万円の増額。

43ページ、5款、1項、繰入金は一般会計繰入金で20万円の増額。

44ページ、6款、1項、繰越金は前年度繰越金で20万円の増額です。

次に歳出です。45ページをお願いします。

1款、1項、総務管理費は一般職員手当等で20万円の増額。

46ページ、3款、1項、国民健康保険事業費納付金は財源振替です。

47ページ、7款、1項、償還金及び還付加算金は20万円の増額です。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第2号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8400万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正によります。

53ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入になります。

5款、1項、繰越金は前年度繰越金で34万円の増額です。

54ページ、7款、1項、国庫補助金は16万円の増額です。

次に歳出です。55ページをお願いします。

1款、1項、施設管理費は36万8千円の増額。

56ページ、2款、1項、医業費は13万2千円の増額です。以上です。

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。

議案第9号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2280万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

69ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

3款、1項、繰入金は占冠村歯科診療所事業運営基金繰入金で20万円の増額。

70ページ、6款、1項、国庫補助金は50万円の増額です。

次に歳出です。71ページ、1款、1項、施設管理費は57万2千円の増額。

72ページ、2款、1項、医業費は12万8千円の増額です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書57ページをお願いいたします。

議案第8号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。本件は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1460万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書について説明いたします。61ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

8款、1項、繰越金において20万円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。62ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費において6万1千円の増額。

63ページになります。4款、緒支出金、1項、償還金及び還付加算金において13万9千円の増額でございます。

戻りまして58ページ59ページをお願いいたします。補正後の額につきましては第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、

提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月29日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江

令和3年第7回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月15日（水曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	令和3年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第6号	令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第7号	令和3年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第8号	令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第9号	令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10		閉会中の継続調査申出
追加日程第1	議案第10号	財産の取得について
追加日程第2	議案第11号	令和3年占冠村一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	
農林課	長	小尾雅彦	林業振興室	長	根本治	

建設課長	小林 昌弘	住民課長	伊藤 俊幸
福祉子育て支援課長	木村 恭美	卜マム支所長	石坂 勝美
会計管理者	合田 幸	総務担当主幹	阿部 貴裕
職員厚生担当係長	坂本 龍哉	財務担当主幹	鈴木 智宏
税務担当主幹	佐々木 智猛	企画担当主幹	竹内 清孝
商工観光担当主幹	橘 佳則	農業担当主幹	杉岡 裕二
林業振興室主幹	高桑 浩	建築担当主幹	嵯峨 典子
環境衛生担当主幹	後藤 義和	戸籍担当主幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小瀬 敏広	保健予防担当主幹	岡本 叔子
村立診療所主幹	上島 早苗	社会福祉担当主幹	野原 大樹
介護担当主幹	細川 明美	子育て支援室主幹	森田 梅代
(教育委員会)			
教育長	多田 淳史	教育次長	平川 満彦
学校教育担当主幹	松永 真里	社会教育担当主幹	蠣崎 純一
(農業委員会)			
事務局長	小尾 雅彦		
(選挙管理委員会)			
書記長	三浦 康幸		
(監査委員)			
監査委員	木村 英記	監査委員	下川 園子
事務局長	岡崎 至可		

○出席事務局職員

事務局長	岡崎 至可	事務補	三ツ谷 陸翔
------	-------	-----	--------

---

**◎開議宣言**

○議長（児玉眞澄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 議案第1号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

**◎日程第2 議案第2号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第3 議案第3号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 税の関係ですので該当する方が占冠村にもいるかと思いますが、税を改正することには異議はないのですが、該当者に対してどのような通知をなされるのか。チラシ一枚配られるのか、該当する方々それぞれに「あなたはここに該当しますよ」というような明確な説明が入ったもので送付されるのかどうかだけお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。  
休憩 午前10時05分  
再開 午前10時06分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会

議を開きます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 今回の国民健康保険税の改正でございますけれども、基本的に全国統一で均等割、小学生入学未満の皆様に対する均等割を2分の1にしますということで全国的な報道もなされている案件でございますので、特に周知する予定はございませんでした。もし今後住民の皆様の方からは是非周知していただきたいですとかそういったご要望があればホームページそれから広報等で周知させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第5号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 25ページ、総務管理費の11目、諸費の7節、報償費、寄附者記念品10万円を予定しているようですが人数とそれに対する金額を教えてください。

それと今回表彰される方がいるようですが、どのようなことで表彰されるのかお聞きします。

それと32ページ、林業振興費の7節、報償費ですね。これに関して予算計上されたときに225万円予算化されておりました。9月に追加で35万、また今回120万の追加が出ておりますが、これは昨年決算書では約350万ぐらいでしたでしょうか。今回もそのぐらいの金額になっておりますけれども、なぜ当初決算と同じぐらいの金額が当初に予算されなかったのか。結局は同じぐらいの金額を払うという形になっておりますけれどもそのへんの経過をお願いします。

もう1点、33ページ、住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料300万。これはどこの修繕をされたのかお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 25ページ、諸費の中の表彰規定、それから寄附者の謝礼につきましてご説明申し上げます。10万円の方につきましては昨日の報告にもございましたけれども山林約130haのご寄附をいただいたことに対するお礼の品ということでございます。

2点目の表彰者の副賞の関係ですけれども、こちらは消防職員の勤続30年表彰に該当する者につきまして3万円を支給するという規定が残っているということでございまして、消防職員の勤続表彰の金額でございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えします。33ページ、8款、3項、1目、住宅管理費、10節、需用費、修繕料。どこの修繕を行うかという質問でございます。場所につきましては、第2美園団地の退去に伴う修繕で160万円でございます。残額の140万円につきましては、今後いろいろ村営住宅で細かな修繕ですとか、また新たな退去者が出るのが予想されますのでそれについて140万円ということで今回計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 林業室長、根本治君。

○林業振興室長（根本治君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。前回の議会の中でもお答えをしたのですがけれども昨年度は突出した数字500頭というのが突出した数字と林業振興室では考えました。当初予算を組んだのですが、結果的に今年度も500頭ペースになってしまったということで来年度の予算の中ではそういったことも踏まえて考えていきたいなと思ってございます。10月末で341頭捕れています。今回150頭ほど増やして500頭ペースまで増額したというような状況となっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） その500頭、昨年は突出したということでしたけれども、これ年間500頭というような基準は設けてないんですか。その都度その都度という形で補正されるということですか。

○議長（児玉眞澄君） 林業室長。

○林業振興室長（根本治君） やはりこのような生き物相手の狩猟の関係だとやはり今までの平均ペースでまずは予算を試算してその時によって捕れる年、捕れない年はあると思

いますので、状況を踏まえながら現状に沿った形で予算を組んでいくのが私は本来の形ではないかなと思っています。ただ、昨年度は500頭と突出して300頭台だったのに500頭に突出して、今年も500頭となって世間一般的にも鹿がかなり増えている、そういった状況を踏まえれば何年かの平均値を見ていくのが本来に即した形なのかなと私は思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 25ページの2款、1項、1目、12節の委託料、公共施設等総合管理計画更新業務ということでこちらの110万円ですが、これは計画書の更新ということでしょうか。また、これが計画書であれば計画書内では第1期が12年間で計画をしていたかと思いますが、これが途中の5年での更新ということであれば何か大きな内容の変更があつての更新なのかどうかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） こちらにつきましては、先の議会で議決いただきました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第6項におきまして市町村計画、中略致しますが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならないという旨で規定されたことで、市町村計画と総合管理計画との適合義務が課されました。それに伴いまして、令和4年度以降の過疎対策事業債ハード事業がメインですけれども、そちらの適債性すなわち起債ができる事業とするための条件として総合管理計画の見直しを行ったということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第5号の件を採決いたします。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第7 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第8号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長(児玉眞澄君) 日程第9、議案第9号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これから議案第9号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 閉会中の継続調査申出

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。

お諮りします

ただいま休憩中、村長から議案第10号、財産の取得についての件及び議案第11号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第6号の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第10号を追加日程第1とし、議案第11号を追加日程第2として議題とする

ことに決定しました。

---

### ◎追加日程第1 議案第10号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、議案第10号、財産の取得についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) 議案第10号、財産の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、財産の取得について地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、占冠歯科診療所における歯科診療用ユニット一式でございます。取得の方法は随意契約、取得価格は税込みで737万1129円でございます。取得先は、札幌市白石区菊水上町2条4丁目36番77、北海道歯科産業株式会社、代表取締役、山田哲哉でございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお祈りいたします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 1点教えてください。ユニット一式ということで737万1129円ということで、こういった医療機器については専門の世界なので価格等については私は一切わかりませんが、お伺いしたい要件はこのユニットを入れ替えますよと購入するという話なんですけども、当然入れ替えるとなると今ついてるユニットを入れ替えるわけですよね。そうすると、車で言うと下取り価格があって新車購入というようなイメージになるかと思うのですがトータルでこの価格でやるという話なんですか。要するに外すユニットがあっ

て取り付けるユニットがありますよね。それを引き取る部分と設置する部分とあわせてこの価格で考えているということでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 藤岡議員のご質問にお答えいたします。これにつきましては、設置撤去廃棄処分含めての金額でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎追加日程第2 議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第2、議案第11号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 提案理由のご説明を申し上げます。

議案第11号、令和3年度占冠村一般会計補

正予算第6号の説明でございます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1320万円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

今回は事前のご説明がございませんでしたので事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いいたします。今回は新型コロナワクチンの追加接種に係る費用ということでございます。こちらにつきましては、国庫補助がございまして14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金ということで、節で行きますと1節、衛生費国庫負担金ということで新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金ということで120万円計上させていただいております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。81ページでございます。歳出につきましては4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費の内の11節、役務費といたしまして手数料2万9千円。それから委託料といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種料117万1千円、合計120万円となっております。

以上、補正予算第6号についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 前回1回目、2回目のワクチンを打った時は病院の前にプレハ

ブの小屋を2棟建ててその中で万全な体制で取り組まれたらと思っております。今回厳冬期にもかかわらず、そういったことの予算の措置は一切されていないわけですが、こういった形で取り組んでいくのかそのへんについて考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。今回の追加接種につきましては一般会計補正予算第5号で予算計上させていただいております。そのへんに必要と思われる経費については計上させていただいております。方法につきましても今考えているのは占冠診療所の方で前回と同じような体制で行っていきたくて考えております。今回接種料について本来であれば一緒に第5号の中で計上すべきところだったのですが、そこは漏れておりまして大変申し訳なかったのですが追加議案ということで提出させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

したがって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。令和3年第7回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 1 2 月 2 9 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江